ハ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

ニ　電子制御装置を取り付けることができる工作機械であって、深穴ボール盤又は旋削をすることができるもの（深穴あけをすることができるものに限る。）であり、深さが五、〇〇〇ミリメートルを超える穴をあけることができるもの

ホ　数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

四十一　ロックウェル硬さが四〇以上である歯車を仕上げ加工するよう設計した工作機械であって、ピッチ円直径が一、二五〇ミリメートルを超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の一五パーセント以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車のうち国際規格ＩＳＯ一三一八（円筒歯車―ＩＳＯ方式による精度）で定める精度が三級以上のものを仕上げ加工することができるもの若しくはその部分品、附属品若しくは制御装置又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体　［新設］

四十二　原子周波数標準器であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　宇宙用に設計したもの

ロ　ルビジウムを用いていないものであって、三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

ハ　宇宙用に設計していないものであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）　ルビジウムを用いたもの

（二）　三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

（三）　消費電力が一ワット未満のもの　［新設］

四十三　無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、記録された文書、図画若しくは記録媒体（第四号に掲げるものを除く。）

イ　無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

ロ　無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置　［新設］

四十四　音波を利用した水中探知装置であって、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術（ホに掲げるものを含む。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　送信周波数が五キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が五キロヘルツ以上一〇キロヘルツ未満であって、音圧レベルが二二四デシベルを超えるもの　［新設］